○外務省告示第四百四号

平成二十一年十月二十九日にダブリンで署名された社会保障に関する日本国政府とアイルランド政府との間の協定について、両締約国が同協定の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文の交換は、平成二十二年九月九日にダブリンで行われた。よって、同協定は、その第二十五条の規定に従い、平成二十二年十二月一日に効力を生ずる。

平成二十二年九月十日

外務大臣　岡田　克也

○文部科学省告示第百四十四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十七条第一項の規定に基づき、平成二十二年九月十日付けをもって次の表に掲げる有形文化財を文化財登録原簿に登録したので、同法第五十八条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十二年九月十日

文部科学大臣　川端　達夫

名称	構造及び形式	所在地
黒田家住宅主屋	木造平屋一部二階建、鉄板葺、建築面積二四〇平方メートル	北海道札幌市中央区南一三条西七丁目一〇五〇
黒田家住宅蔵	コンクリートブロック造二階建、鉄板葺、建築面積三三平方メートル	北海道札幌市中央区南一三条西七丁目一〇五〇
黒田家住宅表門	木造、鉄板葺、間口二・一メートル、袖塀及び石柱付	北海道札幌市中央区南一三条西七丁目一〇五〇
黒田家住宅石塀	石造、総延長七七メートル	北海道札幌市中央区南一三条西七丁目一〇五〇
旧青山家別邸主屋	木造平屋一部二階建、瓦葺、建築面積四五〇平方メートル	北海道小樽市祝津三―六三
旧青山家別邸文庫蔵	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積七六平方メートル	北海道小樽市祝津三―六三
旧青山家別邸板塀	木造、瓦葺一部鉄板葺、総延長七三メートル	北海道小樽市祝津三―六三
双葉幼稚園園舎	木造平屋建、鉄板葺、建築面積三一一平方メートル	北海道帯広市東四条南一〇丁目一他
八戸酒造店舗兼主屋	木造二階建、瓦葺、建築面積二四六平方メートル	青森県八戸市大字湊町字本町九
八戸酒造北蔵	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積二四〇平方メートル	青森県八戸市大字湊町字本町九
八戸酒造文庫蔵	土蔵造二階建、銅板葺、建築面積八八平方メートル	青森県八戸市大字湊町字本町九
八戸酒造西蔵	土蔵造二階建、鉄板葺、建築面積一八二平方メートル	青森県八戸市大字湊町字本町九
八戸酒造煉瓦蔵	煉瓦造二階地下一階建、鉄板葺、建築面積四七二平方メートル	青森県八戸市大字湊町字本町九
八戸酒造煉瓦塀	煉瓦造、瓦葺、延長一五メートル	青森県八戸市大字湊町字本町九
日の丸醸造本社文庫蔵	土蔵造二階建、鉄板葺、建築面積一九〇平方メートル	秋田県横手市増田町増田字七日町一〇九―一
山中吉助商店座敷蔵	土蔵造二階建、鉄板葺、建築面積一三一平方メートル	秋田県横手市増田町増田字中町一〇四
佐々平商店文庫蔵	土蔵造二階建、鉄板葺、建築面積一一四平方メートル	秋田県横手市増田町増田字中町九六
旧栄助商店座敷蔵	土蔵造二階建、鉄板葺、建築面積一一六平方メートル	秋田県横手市増田町増田字七日町一五四―二他
高橋茶舗座敷蔵	土蔵造二階建、鉄板葺、建築面積一七一平方メートル	秋田県横手市増田町増田字七日町一五一
旧石宇商店座敷蔵	土蔵造二階建、鉄板葺、建築面積一〇一平方メートル	秋田県横手市増田町増田字七日町一四〇
旧長江八兵衛商店座敷蔵	土蔵造二階建、鉄板葺、建築面積一五二平方メートル	秋田県横手市増田町増田字中町六六
島慶園店舗蔵	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積七八平方メートル	福島県喜多方市字二丁目四六五六―三
上野家住宅主屋	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積三一三平方メートル	福島県喜多方市松山町村松字常盤町二七四―一
上野家住宅味噌蔵	土蔵造平屋建、瓦葺、建築面積二九平方メートル	福島県喜多方市松山町村松字常盤町二七四―一
上野家住宅旧穀蔵	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積八七平方メートル	福島県喜多方市松山町村松字常盤町二七四―一
上野家住宅煉瓦蔵	煉瓦造二階建、瓦葺、建築面積七七平方メートル	福島県喜多方市松山町村松字常盤町二七四―一
上野家住宅調度蔵	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積四六平方メートル	福島県喜多方市松山町村松字常盤町二七四―一
上野家住宅離屋	土蔵造平屋建、瓦葺、建築面積四六平方メートル	福島県喜多方市松山町村松字常盤町二七四―一
上野家住宅煉瓦塀	煉瓦造、延長二四メートル	福島県喜多方市松山町村松字常盤町二七四―一
若菜家住宅煉瓦座敷蔵	煉瓦造平屋建、瓦葺、建築面積三七平方メートル	福島県喜多方市岩月町宮津字勝耕作三八一九
若菜家住宅煉瓦三階蔵	煉瓦造三階建、瓦葺、建築面積三一平方メートル	福島県喜多方市岩月町宮津字勝耕作三八一九